

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号中「九人」を「八人」に改める。

第四条第二項及び第七条第二項中「十一人」を「十人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

常任委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を変更するため、提案するものである。

